

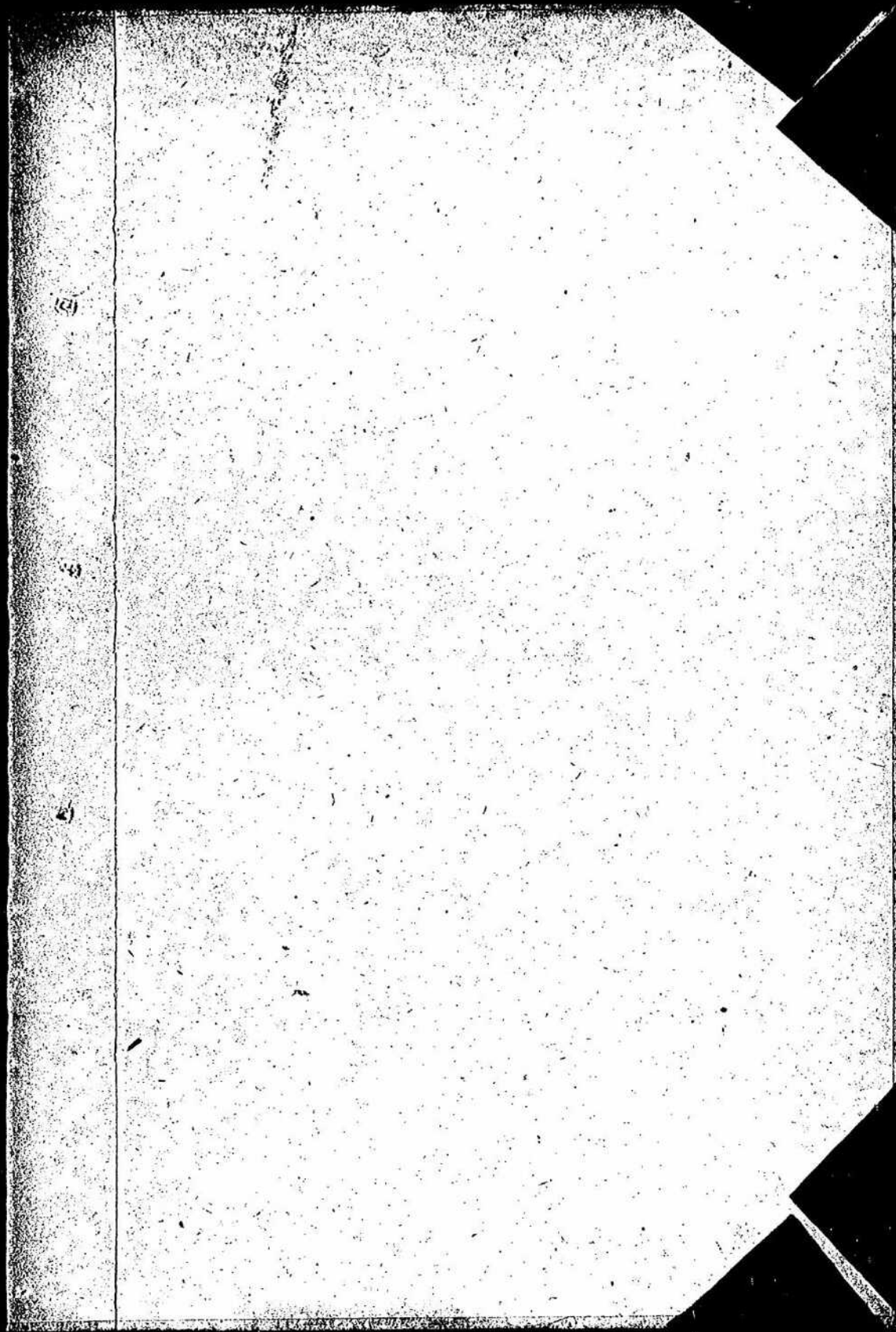
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

乙
65

乙	讓受財産
株式處分	
755	
—	

国立公文書館	
分類	持株
排架番号	3 B
	13 - 7
	④ 1225

1225



2970 4部
議 書

大至急

議案	第 454 號
起案	昭和23年12月17日
決裁	昭和23.12.21日
備考	

委員長	事務委員	關係	部課長	所管部長	所管部長	課長	保
株式買収處分計畫に關する件							
一、處分方針買収							
日本海運株式會社株式四八六六株（元所有者日本郵船他）に對する							
第一會社新日本海運株式會社株式買収 八三四八株分							
二、處分計畫の內容							
廢除の決定							
右別紙の通り御諮議願度							

本件は、昭和23年12月17日、株式買収處分計畫案を提出し、同日附議した。同日、議決された。同日、議決された。同日、議決された。



秘書課長
文書課長

持株會社監理委員會

東 石
計 帳 簿
日 記 簿
第 一 冊
第 一 頁

25.5.9 現金
5隻 { 貯 1
 元 2 } 17.108^貯 26.206^{D/W}
 貯 (貯) 2 } ¥80.143.689.- @ ¥5.018.-

貯 貯 (1) 4.792^{D/W} ¥2.207.000.- @ ¥4.5.-
10.332^貯 元 (2) 16.113^貯 ¥15.672.279.-
5.646^貯 貯 (2) 5.301^{D/W} ¥62.789.518.-

日 記 簿
第 一 冊
第 一 頁

書 議 回

持株會社整理委員會

買受株式分計畫	買受株式。銘柄及數量	一
(イ) 銘柄	新日本海運株式會社株式買受株式	八三四八株分
(ロ) 數量	右買受株式を有する持株會社名と數量	七二二株五
	日本郵船株式會社	三〇株
	山下汽船株式會社	四二株
	株式會社神戶製鋼所	一〇六三株五
	石原合名會社	
二 處分方法		
三 従業員、役員に対する處分		
四 償還額		

裏面白紙

書 議 回

持株會社整理委員會

一 株 分



拾 五 和 一

四 対 價 交 領 の 方 法

現 金 一 時 拂 (自 己 資 金)

五 差 分 の 時 期

承 認 済 り 以 降

裏 面 白 紙

書 議 回

参考書類	一會社の概要	A 會社の内容	會社名	本社所在地	設立年月日	資本金	事業の内容	従業員	B 株式の内容	總株數	株主數
			新日本海運株式會社	東京都中央区新富町三丁目二番地一	昭和二十三年十一月一日	億千五百萬圓	海運業	四百名		三〇〇〇〇株	一名

持株會社整理委員會

裏面白紙

書 議 回

持株會社整理委員會

株主名	日本海運株式會社(決定整理計畫に於て發起人)
會社役員	
專務取締役	土居通次
取締役	廣務政隆
監事	白仁止
D. 貸付利息者	藤田彦太郎
別紙	長谷川美一
E. 収支状況	別紙
別紙	
二. 譲渡償還決定の事情	
A. 概要	
持株會社專務取締役	一〇月(各持株會社に於て正式文書提出方)
監事人希望償還	一〇月

()

裏面白紙

書 議 回

B 算定事情

(1) 第一會社設立までの経過

旧日本海運株式會社は取替中多数の船舶を喪失したため特別損失
九三、四九八千円の多額に及び、これを株主九九・一七%負担、債権者七・〇%
負担として整理し一方船舶その他設備を売却して第一會社新日本海運
株式會社を設立し旧日本海運は解散することとして十月三十日附で認可
いたつた

旧會社の株主に對する新日本海運株式會社株式の割当は拂込済株式
一株に對し〇・一五株の割合であるこの割合による各持株會社に對する割
当は次の通りである

日本郵船	旧株=九五〇株	に對し	四四二五株
新株(三内掛込)	二八六五株	に對し(打切率〇%)	二七九七・五株

裏面白紙

持株會社整理委員會

書 議 回

持株會社整理委員會

山下汽船	旧株 一〇株 に対し	一五株
神戶製鋼	新株 一〇株 に対し (打切率四八・七〇% 払上株數 三六、四株)	五株
	旧株 二〇株 に対し	三〇株
	新株 一〇株 に対し (打切率四〇% 払上株數 八、二株)	一〇株
石原倉庫	旧株 六八九株 に対し	一〇三三・五株
	新株 二〇株 に対し	三〇株
(四) 新日本海運株式會社。業廢 所有船舶は中型油槽船(2TM)一隻、大中小貨物船各一隻計四隻で 何れも戦後船又は戦後船であるが船体、機件共に割合良好である 收支目録見書によれば相違なく、收支を見込んで居るが國家管下、現状 と定期傭船への移行の成行と共に更に経費、高騰を勘案するときは強 迫り、收支を拮据することは困難である。従って強製配当率八%も多分に		

()

裏面白紙

書 議 回

持株會社整理委員會

<p>疑内であらう</p> <p>右筆持株會社の希望を考慮し一株六〇日と評議し受取、増額下 一株一〇日と決定す</p> <p>尚の増収者に対し割当二〇四五三株の中興業銀行割当一八五三三七 株は左記の通り割当することにする</p>	<p>高田儀三郎 五〇〇〇株 村田七郎 三〇〇〇株</p> <p>石倉新三郎 二〇〇〇株 大久保幸次郎 五〇〇〇株</p> <p>中村啓三 五〇〇〇株 土屋通次 二〇〇〇株</p> <p>白仁山 一五〇〇株 猪俣彦太郎 五〇〇〇株</p> <p>菅谷山美一 五〇〇〇株 (以下略)</p>	<p>以上目下調査中の日本高田の七株分と七株分とを 日本高田の七株分とを調査中</p> <p>日本高田の七株分とを調査中</p> <p>日本高田の七株分とを調査中</p>
--	--	---

裏面白紙

日本郵船株式會社

事監外第一〇二號

(監理課)

日本郵船株式會社取締役

專務部長 兒玉 忠 廣元

持株會社整理委員會

證券部長 香田 備 大 殿

第一

昭和廿三年十二月廿七日

一、新日本海運株式の引受權譲渡に關する件
貴委員會に弊社より譲渡致しました日本海運會社株式四八一五〇株に
對し割當てられた新日本海運會社株式七二二三株の引受權を左記に依
り譲渡方御依頼申します。

左記

引受權譲渡個數 新日本海運株式七二二三個
引受權譲渡價格 一個に付金拾圓也
引受權譲渡先 新日本海運會社役員並従業員

以上

裏面白紙

昭和二十三年十一月十日

神戸市尊金区脇濱町一丁目三六ノ一
株式会社 神戸製鋼所

門
231115
受 付

持株會社整理委員會
証券部 第二課 御中

拜啓 御照會に預りました日本海運株式會社株式の譲渡希望價格
は目下検討中に付暫時御猶豫下され度く願ひ上げます

敬 具

裏面白紙

昭和二十三年十二月十六日

神戸市湊合区脇浜町一丁目三六

株式会社神戸製鋼所

本社 財務部



持株會社整理委員會

証券部 第二課 御中

拜啓 貴委員会へ謹啓致しております。日本海運株式會社同株二〇〇株
新株一四〇株に對し日本海運株式會社より貴委員会宛提出の増資新株
の割当通知書の写を送附受けました。処割当株は五一株と記載されてお
ります。が弊社は再建整備法認可後旧債権切捨率に相当する部分だけ切
捨て、拂込を豫定であります。が現在右切捨率は未確定でございませぬ
ので右御承願申し上げます。

敬 具

裏面白紙

昭和二十三年十二月十六日

持株會社整理委員會
證券部 課長殿



合名會社

角田吉



拜啓 日常不一方御配慮相煩し誠に恐縮に存します
陳者日本海運株式會社より所有株式の割當其他に付別紙の通り通知がありましたから
爲念御通知申上ます

此割當株等に就ては同社より直接貴委員會御本部へ夫々必要書類御届申上居る様
はれませんが尙必要なる書類は何卒左記へ御請求被下様御願申上ます
追而舊株式は貴委員會御名義とせられ居る事と被存申上ますが新會社の割當株式は御
面倒様申上ますか貴方に於て御申込下さる様御願申上ます爲念申添ます

記

東京都中央区新富町三丁目二ノ一

日本海運株式會社

清算人 土居 通次 宛

同文 整理部 第一課長

裏面白紙



昭和廿三年十二月十日

日本海運株式會社

清算人 土居 通次

石原合名會社

清算人 角田 吉藏 殿

拜啓 愈々御隆昌之段賀し上げます。陳者

弊社第二會社株式に關する件

去る拾月參拾壹日附認可を受けました弊社決定整備計畫に基き本月壹日第二會社「新日本海運株式會社」を設立當社は解散の事に登記完了いたし、決定整備計畫に基き第二會社株式を弊社拂込済株式百株に付拾五株を割當て持株整理委員會に割當通知書發送いたしましたから御諒承の程御願ひ申し上げます。

舊株式に對し 壹千參拾參株五
新株式に對し 參拾株

但し拂込後收額に對し貴社債權御打切率
場合は改めて訂正御割當申し上げます。

を豫想率變更の

合計

で御座いますか右御割當株式に就いては御都合もある事とは存じますが弊社従業員に買受權を譲渡價格、壹株に付額面超過額金拾圓（拂込金加算金六拾圓）の割合を以て御譲渡願はしく何分の御配慮の程御願ひ申し上げます。

右御通知旁々御願ひ申し上げます。

追而持株整理委員會提出の割當通知書寫は別便を以て御送附申し上げますたから御査収下さい。

敬具

裏面白紙

昭和廿三年十二月十日



日本海運株式會社

清算人 土居 通次

石原合名會社
清算人 角田 吉藏 殿

拜啓 愈々御隆昌之段賀し上げます。陳者

弊社第二會社株式に關する件

去る拾月參拾壹日附認可を受けました弊社決定整備計畫に基き本月壹日
第二會社「新日本海運株式會社」を設立當社は解散の事に登記完了いた
し、決定整備計畫に基き第二會社株式を弊社拂込済株式百株に付拾五株
を割當て持株整理委員會に割當通知書發送いたしましたから御諒承の程
御願ひ申し上げます。

壹千參拾參株五

參拾株

石原合名會社現世所有株
附註 舊株 六八〇〇株
新株 二〇〇〇株

收額に對し貴社債權御打切率
改めて訂正御割當申し上げます。
を豫想率變更の

合計

で御座います。右御割當株式に就いては御都合もある事とは存じますが
弊社従業員に買受權を譲渡價格、壹株に付額面超過額金拾圓（拂込金加
算金六拾圓）の割合を以て御譲渡願はしく何分の御配慮の程御願ひ申し
上げます。

右御通知旁々御願ひ申し上げます。

追而持株整理委員會提出の割當通知書寫は別便を以て御送附申し上げます。
したから御査収下さい。

敬具

裏面白紙

御譲受希望価格算出の差違

病 要	帳簿価格		保険指示価格	
	船 價	1%當り船價	船 價	1%當り船價
わかくさ丸 四七九二三元 ^{1%W}	二二〇,〇〇〇	四,〇〇〇	二二〇,〇〇〇	二,二〇〇
みち丸 一七八三三五 ^{1%W}	四七五,〇〇〇	二,六六二	一,二五〇,〇〇〇	一,二,五〇〇
とさ丸 一四三三三〇〇 ^{1%W} (船船公團と共有) 會社持分 ^{4%}	共計一,二九〇,〇〇〇	二,六九六	一,三〇〇,〇〇〇	一,三,〇〇〇
あやさく丸 四三三三〇〇〇 ^{1%W} (船船公團と共有) 會社持分 ^{4%}	一,九〇〇,〇〇〇	八,九六八	一,六〇〇,〇〇〇	一,六,〇〇〇
合 計	二,八三八,〇〇〇	一,三六九	二,八〇〇,〇〇〇	二,八〇〇

船 價 (換算せるもの) 金八一、九八〇、〇〇〇、〇〇
 其の他資産 (帳簿価格) 金三、〇四三、七三三、九四

合 計 金八五、〇二三、七三三、九四
 借入金 (控除) 金二五、七一〇、〇〇〇、〇〇
 差引正味財産 金六九、三二三、七三三、九四
 一株當り價格 (總株數三〇萬株) 一三一、〇五
 清算所併稅差引後 (四五%差引) 金 一二七、〇七
 市場性等を考慮した一株の評價額 (四割五分) 金 五七、一八

No. 完

昭和二十三年十二月七日

持株會社整理委員會
證券第二部第三課長殿



石原會社
角田吉



拜啓 毎々不一方御厚配に預りまして恐入ます

陳者當社所有々價證券中日本海運株式會社新株式貳百株に對し今回左記の通り拂込
通知を受けましたから御通知申上ます

追而 當社としては拂込致しません

記

- 一新株所有株數 貳百株
- 一拂込金額 一株ニ付金貳拾五圓
- 一拂込期日 昭和貳拾四年一月十五日
- 一拂込場所 日本興業、帝國、富士銀行
其他

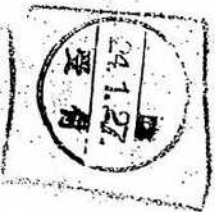
以上

石原會社

裏面白紙

昭和二十四年一月二十日

神戸市葦合區協栄町一丁目三六
株式会社神戸
郵便所



持株会社整理委員会

証券一部第二課 御 中

拜啓 御照会に預りました日本海運株式会社株式の譲渡希望価格並に價格算出の基礎は左記の通りでございます。

敬具

記

一 第二会社株式引受権譲渡希望価格 一株に付 五〇円

一 價格算出の基礎

一 予想配当率

第二会社設立の日の予想の貸借対照表の資産内容の堅実性並に

將來の海運界の好況を勘案すれば近く七、八分配当は可能と思考する。

一 資産の含み益

船舶の帳簿價格はトン当り約三、七〇〇円なれども現在の建造價格(トン当り五〇、〇〇〇円)を考ふれば多大の含み益がある

以上

裏面白紙

昭和廿三年十二月 日

従業員株式買受権譲受申込書

東京都豊島区新井町三丁目貳番地壹

新日本海運株式會社
代表取締役 居通次



持株會社整理委員 御中

記

一、買入希望證券の銘柄、種類、數量

新日本海運株式會社 株式 八、參四八株

右株式の買受権の譲受

右證券の買受権を有する持株會社名

日本郵船株式會社 (七、三三三株五)

山下汽船株式會社 (二〇株)

株式會社神戸製鋼所 (四二株)

石原合名會社 (一、〇六三株五)

當社發行總株數 參〇〇、〇〇〇株

買受権の譲受希望證券の總株數に對する百分比 貳・七八%

二、買 受 人 従業員 壹壹四名 (陸員一七、海員九七)

従業員總數に對する百分比 貳五・八%

三、買受権の譲受希望價額 (壹株當り)

金拾圓也 (額面超過額)

四、代金支拂方法 現金一時拂

五、買入希望時期 認可あり次第證券處理調整協議會を通じ買受

裏面白紙

参考資料

(一) 價格算出の基礎

添附書の通り

(二) 當社の概要

A (1) 會社名

新日本海運株式會社

(四) 本社所在地

東京都中央区新富町三丁目二番地一

(八) 設立年月日

昭和二十三年十二月一日

(三) 資本金

金貳千五百萬圓

(六) 發行總株數

參拾萬株

(ハ) 事業の内容

海運業

B (1) 制限從屬關係又その他會社の別

非該當

(四) 特別經理會社又非特別經理會社の別

非特別經理會社

C 最近の貸借対照表其他

別紙目論見書記載通り

D 株主數、主々株主名及び其の所有株數

株主數 一名

株數 參〇〇、〇〇〇株

株主名

日本海運株式會社 (決定整備計畫による發起人)

(三) 其他 別紙目論見書中参照下さい。

持株會社整理委員會との連絡者名、その所属部課及び電話番号

總務課長 水上 南海夫

電話 築地(55) 代表 一一三一番

以上

御譲受希望価格算出の基礎

摘要	帳簿価格		保険指示価格	
	船價	1%當り船價	船價	1%當り船價
わかぐさ丸 四七九・三九%	二二〇七・〇六〇〇	四六〇・五	四〇、〇〇〇、〇〇〇〇	六三、四六、五六
みち丸 一七八三・三五%	四七五九・六三〇〇	二、六八・九四	一、二五〇、〇〇〇〇	七、〇〇九・三八
とぎつ丸 一四三三・〇〇% (船船公同と共有) 会社持分1/4	五五三九・〇六	二、六九三・四六	一、四〇〇、〇〇〇〇	六八、三八・八〇
あやき丸 四、四三・〇〇% (船船公同と共有) 会社持分4/10	五九〇五・六六〇〇	八、九六・三八	一、六〇〇、〇〇〇〇	九、四七六・三三
合計	二、三三三・三六六	三、六九七・七〇	八、九八〇、〇〇〇〇	七、四一七・九四

船 船 (換算せりもの) 金 一、九八〇、〇〇〇・〇〇
 其の他資産 (限簿價格) 金 三、〇四三・七三三・九四

合計 金 八、五〇三・七三三・九四
 借入金 (控除) 金 一、五七〇、〇〇〇・〇〇
 差引正味財産 金 六、九三三・七三三・九四
 一株當り價格 (總株數三〇萬株) 金 三三一・〇五
 清算所得税差引後 (四五%差引) 金 一一七・〇七
 市場性等を考慮し一株の評価額 (四割五) 金 五七・一八

裏面白紙

この有價證券は證券取引法の規定により、證券取引委員会に對する届出を免除されるべきものであるとされておりますが、届出の免除が有効であるとしてもこれは證券取引委員会がこの有價證券の價値を承認し、又はこの目論見書の記載が正確且つ十分であることを認定したことを意味するものではありません。

この目論見書は、證券取引委員会に届け出た有價證券届出書に記載された内容の一部の記載を省略したものでありますが、省略された内容は、證券取引委員会に備えられている有價證券届出書について、これを知ることができるところであります。

目論見書

新日本海運株式会社概要

一、会社の沿革

當社は企業再建整備法による「日本海運株式会社」の第二會社でありまして舊會社「日本海運株式会社」は昭和十一年四月海運業を目的として設立せられ爾來主力をタンカー部門に注ぎ高性能優秀船により石油類の輸送に従事してまいりましたが今次大戦中は全船舶が戦時海運管理令に依り國家使用となりました。舊會社が解散迄に所有した船舶は三十七隻三十三萬餘噸でありましたが戦時中共の大部三十三隻三十一萬餘噸を失ひ終戦時には一隻四七九二噸を残すのみとなりましたが終戦後は日本再建のため鋭意船腹の増強に努力し、三隻一二九九七噸を増加いたしました今日四隻一七八八噸となつて居りますが何分戦時中の喪失船舶が多量に昇りました結果軍需補償打切りに依る損害が莫大なるため株主資本金、外部債務を多額に打切らざるを得ぬこととなりましたので此の整理に伴ふ混亂を防止し過去の經理面からの重壓より解放せられ自由に企業に専念するため舊會社を解散整理いたし、前記四隻の船舶外新勘定資産を現物出資し此處に第二會社を設立せんとする次第であります。

尚、舊會社は整備計畫立案中去年二月八日過度經濟力集中排除法に基き過度の經濟力の集中として指定せられましたので整備計畫の申請は延引いたしましたがこの指定も五月四日附を以て解除せられましたので直ちに整備計畫認可の申請をいたし今般十月三十一日附を以て認可を得た次第であります。

二、會社の商號 新日本海運株式会社

三、會社の設立年月日 昭和二十三年十二月一日

四、會社の目的 海運業並びに附帯する業務

五、資本金 金一五、〇〇〇、〇〇〇圓(全額拂込済一株の額面金額五拾圓)

六、營業所 本社、東京都中央区新富町三ノ二

専務取締役 土居 通 次
 常務取締役 白 仁 止
 取締役 横 濱 彦 太郎
 監査役 長 谷 川 美 一

八、事業の概要

(一) 設備

船名	船種	噸數	噸數	機關	馬力	速力	造船所
わかき丸	油槽船	二、八三〇	四、七九二	タービン	一、一〇〇	一一・五節	日立機
みち丸	貨物船	一、〇七九	一、七八三	タービン	一、〇〇〇	一一・三節	日立機
とつき丸	貨物船	九、五五三	六、八八〇	タービン	三、一〇〇	一二・五節	日立機
あやき丸	貨物船	二、九二一	四、四三四	タービン	一、〇〇〇	一一・五節	日立機
合計		二六、三八三	一七八八九				

改造中の船舶明細(事業設備の新設)

とみ丸	鋼	〇年	貨物船	約七〇〇	約八六七	ディーゼル	五五〇	二〇〇節	播	(改造)
-----	---	----	-----	------	------	-------	-----	------	---	------

(二) 運航其他

船名	航路	船種	噸數	噸數	機關	馬力	速力	造船所
わかき丸	沿岸	油槽船	二、二〇七	二、〇〇六	タービン	四六〇	五二	
みち丸	沿岸	貨物船	四、七五九	六六三	タービン	二、六六八	九四	

新日本海運株式會社の概要

一、會社の沿革

當社は企業再建整備法による「日本海運株式會社」の第二會社でありまして舊會社「日本海運株式會社」は昭和十一年四月海運業を目的として設立せられ爾來主力をタンカー部門に注ぎ高効率優秀船により石油類の輸送に従事いたしました。が今次大戦中は全船船が戦時海運管理令に依り國家使用となりまして。舊會社が解散迄に所有した船腹は三十七隻三十三萬餘噸であります。が戦時中其の大部三十三隻三十一萬餘噸を失ひ終戦時には一隻四七九噸を失つたのみとなりまして終戦後は日本再建のため鋭意船腹の増強に努力し、三隻一三九七噸を増加いたしました。今日四隻一七八八噸となつて居りますが何分戦時中の喪失船腹が多量に昇りました結果軍需補償打切りに依る損害が莫大なるため株主資本金、外部債務を多額に打切らざるを得ぬこととなりまして此の整理に伴ふ混亂を防止し過去の經理面からの重慶より解放せられ自由に企業に専念するため舊會社を解散整理いたし、前記四隻の船舶外新勘定資産を現物出資し此處に第二會社を設立せんとする次第であります。

尚、舊會社は整備計畫立案中去年二月八日過度經濟力集中排除法に基き過度の經濟力の集中として指定せられたので整備計畫の申請は延引いたしました。が此の指定も五月四日附を以て解除せられましたので直ちに整備計畫認可の申請をいたし今般十月三十一日附を以て認可を得た次第であります。

二、會社の商號 新日本海運株式會社

三、會社の設立年月日 昭和二十三年十二月一日

四、會社の目的 海運業並びに附帶する業務

五、資本金 金一五、〇〇〇、〇〇〇圓(全額拂込済一株の額面金額五拾圓)

六、營業所 本社、東京都中央区新富町三ノ二

七、役員 専務取締役 白土 居 通 次 常務取締役 横濱 彦 太郎 取締役 長谷川 美 一 監査役 長谷川 美 一

八、事業の概要

(一) 設備

船舶明細

船名	船種	船齢	噸數	重量噸數	機關	馬力	速力	造船所
わかき丸	油槽船	三年	二、八三〇	四、七九二	タービン	一、二〇〇	一一・五節	日立機局
みち丸	貨物船	二年	一、〇七九	一、七八三	レシプロ	一、二〇〇	一一・三節	日立機局
とき丸	貨客船	一年	九、五五三	六、八八〇	タービン	三、一〇〇	一一・五節	日立機局
あやき丸	貨物船	一年	二、九二二	四、四三四	タービン	一、二〇〇	一一・五節	日立機局
合計			一六、三三三	一七、八八九				

改造中の船舶明細(事業設備の新設)

船名	船種	噸數	重量噸數	馬力	速力	造船所
とみ丸	貨物船	約七〇〇	約八六七	五五〇	一〇・〇節	播磨

(二) 運航其他

船名	航路	噸數(噸)	噸價	w/當り船賃(噸價)	備考
わかき丸	沿岸	二、二〇七	〇〇	四六〇	客船換算噸數 一四、三三〇噸
みち丸	沿岸	四、七五九	〇〇	二、六六八	船公同と共有
とき丸	定期岸	五、五一一	〇〇	二、六九三	船公同と共有
あやき丸	定期岸	一五、九〇五	〇〇	八、九六八	船公同と共有

改造中にして未就航

船名	噸數	噸價	w/當り船賃	備考
とみ丸	五二、〇〇〇	〇〇	五九、九四二	本船の拂下費及改造費は復興金融庫より借入予定

右船舶は何れも臨時海運管理令に依り船舶運管會に於て運航中であつたがわかき丸は石油類の輸送、みち丸は九州、横濱間の鋼材等の輸送、とき丸は北海道、東京、大阪間の定期貨客輸送、あやき丸は北海道、横濱又は暮日本の貨物輸送に夫々従事いたし居り改造中のとみ丸は竣工後は船舶運管會に貸船の豫定であります。

尚右用船は裸用船であります。が去る九月三日附連合軍の指示に依り民營還元への一歩前進とし、船員、保船、消耗品等の事務は船主に、還元せられ定期用船に切近しく實施せられる豫定で御座いますので活況が豫想せられる次第で御座います。

新日本海運株式會社貸借對照表（昭和二十三年十二月一日現在）

資 産 之 部		負 債 之 部	
流動資産	八〇九、一八一	長期負債	一五、七、〇〇〇
現金預金	六四、〇〇〇	長期借入金	〇〇
短期受取手形	一、三〇〇、〇〇〇	自己資本	一五、〇〇〇、〇〇〇
受取勘定	三五〇、三九〇	公積金	〇〇
棚卸資産	三四〇、三八二	法定積立金	七、二〇〇、〇〇〇
固定資産	一七三、〇八一		〇〇
船舶	二八、三八六、三六六		〇〇
車輜運搬具	三三、〇五五		〇〇
事務用什器	二二七、〇四五		〇〇
合 計	三、四三〇、〇〇〇	合 計	三、四三〇、〇〇〇

註：とみ丸は第二會社設立時は工事未完成に付本表には含まれません。

收支目論見書 自昭和二十三年十二月一日（設立より過箇年）至昭和二十四年十一月三十日

一、營業總收入	金 二、一〇六、〇〇〇圓
（イ）貨 船 料	金 二、一〇六、〇〇〇圓
二、直接營業費	金 九一、五〇八、〇〇〇圓
（イ）船體保險料	金 六、六六八、〇〇〇圓
（ロ）船用品費	金 四、四三八、〇〇〇圓
（ハ）船 員 費	金 四〇、三二二、〇〇〇圓
（ニ）船舶修理費	金 二九、九七一、〇〇〇圓
（ホ）船 舶 雜 費	金 九六三、〇〇〇圓
（ヘ）船舶償却費	金 九、一五六、〇〇〇圓
三、營業總利益（一一）	金 一、一九、六九八、〇〇〇圓
四、一般管理費	金 一〇、五二二、〇〇〇圓
五、營業純利益（三十四）	金 九、一八六、〇〇〇圓
六、金繰損失（五一）	金 五、一三八、〇〇〇圓
七、當期純利益金	金 四、〇四八、〇〇〇圓
利益金處分案	
法定積立金	金 二、二〇〇、〇〇〇圓
納税積立金	金 二、〇〇〇、〇〇〇圓
別途積立金	金 一〇〇、〇〇〇圓
退職手當準備積立金	金 一〇〇、〇〇〇圓
役員賞與金	金 二〇〇、〇〇〇圓
株主配當金（年八分の割）	金 一、二〇〇、〇〇〇圓
後期繰越金	金 一三八、〇〇〇圓

九、當社の特色

（一）當社の所有船は戦艦船又は戦後船なるも船體、機關共に可良にして他同級船に比較して事故もなく能率的に順調に就航し就航以來事故によりオフアィヤーになりたることなく「みち丸」が運航能率優秀なる爲め船運營業より表彰せられたる事實を見れば明かであること。

（二）當社所有船の船型は中型油槽船（2 T M）一隻、中型貨物船一隻、小型貨物船一隻、大型貨客船一隻で何れも其の用途の範圍廣く何れの航路にも適し將來自營となるも競争場裡に於て優に競争し得ること。

（三）右船の乗組員は運營業に於て配乗し居るもその乗組員は大部分當社在籍船員が乗組み居るため近く切替豫定の定期用船の場合も其の機引繼ぎ運航能率の低下、又引繼の際に何等の困難、滯滞等の不安なきこと。

（四）當社役員は何れも海運業には二十年以上の熟練者のみを揃へ、海運業經營には些かの不安もなく陸上従業員は小人数なれども精銳主義にて餘剩人員は一人もなく、従業員一人當り運航噸數は八〇〇噸以上にして會社の負擔する人件費は小額、給與も他社に比し優遇し居るため労働問題は一度も惹起したることなきのみならず將來も些かも不安なく首腦者初め陸上従業員が常に緊密一體となり熱意を以て海運の再建に努力して居ること。

一、營業總收入	金 一、二〇六、〇〇〇圓
二、直接營業費	金 九一、五〇八、〇〇〇圓
(イ) 船體保險料	金 六、六六八、〇〇〇圓
(ロ) 船用品費	金 四、四三八、〇〇〇圓
(ハ) 船員費	金 四〇、三一二、〇〇〇圓
(ニ) 船舶修理費	金 二九、九七一、〇〇〇圓
(ホ) 船舶雜費	金 九六三、〇〇〇圓
(ヘ) 船舶償却費	金 九、一五六、〇〇〇圓
三、營業總利益(一一二)	金 一九、六九八、〇〇〇圓
四、一般管理費	金 一〇、五二二、〇〇〇圓
五、營業純利益(三一四)	金 九、一八六、〇〇〇圓
六、金繰損失(五一六)	金 五、一三八、〇〇〇圓
七、當期純利益金	金 四、〇四八、〇〇〇圓
利益金處分案	
法定積立金	金 二二〇、〇〇〇圓
納税積立金	金 二、〇〇〇、〇〇〇圓
別途積立金	金 一〇〇、〇〇〇圓
退職手當準備積立金	金 一〇〇、〇〇〇圓
役員賞與金	金 二〇〇、〇〇〇圓
株主配當金(年八分の割)	金 一、二〇〇、〇〇〇圓
後期繰越金	金 二三八、〇〇〇圓

九、當社の特色

(一) 當社の所有船は戦艦船又は戦後船なるも船體、機關共に可良にして他同級船に比較して事故もなく能率的に順調に就航し就航以來事故によりオフアィヤになりたることなく「みち丸」が運航能率優秀なる爲め船運營業より表彰せられたる事實を見れば明かであること。

(二) 当社所有船の船型は中型油槽船(2TM)一隻、中型貨物船一隻、小型貨物船一隻、大型貨客船一隻で何れも其の用途の範圍廣く何れの航路にも適し將來自營となるも競争場裡に於て優に競争し得ること。

(三) 右船の乗組員は運營業に於て配乗し居るもその乗組員は大部分当社在籍船員が乗組み居るため近く切替豫定の定期用船の場合も其の儘引繼ぎ運航能率の低下、又引繼の際に何等の困亂、滯滞等の不安なきこと。

(四) 当社役員は何れも海運業には三十年以上の熟練者のみを揃へ、海運業經營には些かの不安もなく陸上従業員は小人数なれども精銳主義にて餘剰人員は一人もなく、従業員一人當り運航噸數は八〇〇噸以上にして會社の負擔する人件費は小額、給與も他社に比し優遇し居るため労働問題は一度も惹起したることなきのみならず將來も些かも不安なく首腦者初め陸上従業員が常に緊密一體となり熱意を以て海運の再建に努力して居ること。

新日本海運株式會社
專務取締役 土居通次



年度	建造		買取		計		喪失		残存	
	隻数	重量電数	隻数	重量電数	隻数	重量電数	隻数	重量電数	隻数	重量電数
昭和十三年	三	三五八五	一	一〇〇〇	三	三五八五	一	一〇〇〇	二	二五八五
昭和十四年	一	四〇〇〇	一	一〇〇〇	二	五〇〇〇	一	一〇〇〇	一	四〇〇〇
昭和十五年	二	九、四九一	一	一〇〇〇	三	一〇、四九一	一	一〇〇〇	二	九、四九一
昭和十六年	一	六、七五八	一	一〇〇〇	二	七、七五八	一	一〇〇〇	一	六、七五八
昭和十七年	一	六八、六〇一	一	一〇、五九八	二	七九、一九九	一	一〇、五九八	一	六八、六〇一
昭和十八年	一	六八、六〇一	一	一〇、五九八	二	七九、一九九	一	一〇、五九八	一	六八、六〇一
昭和十九年	一	一、四二二	一	一、四二二	二	二、八四四	一	一、四二二	一	一、四二二
昭和二十年	一	四、七九二	一	四、七九二	二	九、五八四	一	四、七九二	一	四、七九二
昭和二十一年	一	一、七八三	一	一、七八三	二	三、五六六	一	一、七八三	一	一、七八三
昭和二十二年	一	一、七八三	一	一、七八三	二	三、五六六	一	一、七八三	一	一、七八三
昭和二十三年	一	一、七八三	一	一、七八三	二	三、五六六	一	一、七八三	一	一、七八三
合計	九	一、四七三、〇〇〇	九	一、四七三、〇〇〇	一八	三、三四三、〇〇〇	九	一、四七三、〇〇〇	九	一、四七三、〇〇〇

右表で御解りのことと存じますが、創立以来今日まで弊社が所有いたしました全船腹三十七隻三十三萬餘噸の内其の大部分即ち三十三隻三十一萬餘噸を大戦中喪失いたしました。終戦時におきましては僅かに「わかさ丸」一隻四、七九二噸が残り、人員に於ても弊社船員の五割にも及ぶ八七〇名の多数の優秀なる乗組員を喪ひ壊滅的打撃を被りたる次第で御座います。

斯かる致命的打撃にも拘らず弊社は終戦後直ちに日本再建の爲め得ざる海運復興に全力を盡し昭和二十一年五月には先ず貨物船「みち丸」一、七八三噸を買収し、昨年六月には戦時中より建造中の大洞貨物船を貨客船「とき丸」(一萬噸型)に改造竣工、船船公團と共有、更に本年八月には戦時中政府より割當を受けました産業設備備蓄に於て建造いたしました「T.M.改造貨物船「あやき丸」一、二五三噸を船船公團と共有いたしました次第で現在所有船舶は結局、四隻一七、八八九噸(貨船計算出基礎噸数二五三三九噸)で御座います。目下「S」型貨物船一隻の拂下げを受け、〇〇〇噸型貨物船「とき丸」に改造中でありまして鋭意船腹の増強に努力更に大型新船の建造を計畫中で御座います。

上記所有の四隻は戦時中より施行中の海運管理令により國家徵用中で聯合軍日本商船管理部の監督下に船舶運賃會に於て運航いたして居り「わかさ丸」は石油類、「みち丸」は主として八幡―京濱間の鋼材輸送「とき丸」は北海道―京濱大坂間の定期貨客輸送に「あやき丸」は主として北海道―京濱又は表日本の貨物輸送に従事いたして居ります。

以上の通り弊社の再建に努力いたして居りますが、御高承の通り、昭和二十一年九月軍需補償打切りの爲戦時補償特別措置法始め會社經理應急措置法、企業再建整備法等一連の法律が公布せられました。弊社も特別經理會社に指定せられ、上記法律の適用を受けました結果戦時補償特別税は金壹億貳千四百拾萬圓の莫大な課税を受け終戦に伴ふ諸損失金を合せますと損失は金壹億貳千七百萬圓、此額から社内留保利益金等參千參百九拾萬圓を差引き法に依る特別損失額は金九千參百五拾萬圓を計上するの已むなきに至りました。尙特別損失の内譯は左表の通りで御座います。

特別損失明細書 (單位千圓)

損失之部		利益之部	
戦時補償特別税	一〇二、三九八	繰利益金	一五八
在外船船	七、九四九	立金	八九五
第二封鎖預金	五八〇	新舊勘定併合時迄	一、七〇八
終戦に伴ふ損失	五、六八二	に留勘定に生ずる利益	二、四、五八三
指定時決算損失金	一、〇四七	未整理留保利益金	二、四、五八三
着債権の利息及び	八、〇三七	土地建物處分見込評價益	六、四四六
但書債権	一、六九五		
其の他損失	一、六九五		
合計	一二七、三八八	合計	三三、八九〇
差引特別損失額	九三、四九八		

戦時補償特別税の斯く多額になるのは船舶の喪失が多数に及ぶ結果でありまして同業他社も當社と殆ど同様甚大なる損害を被りました次第で戦前世界第三位の海運國として自負し、量に於て六百萬噸以上を保有せるものが終戦時には百萬噸近くに減少其の質に於ても在來の優秀船の殆ど大部分を喪ひ残存船舶は悪質低能率の戦艦船のみとなり殆ど全滅とも云へる悲惨な状況より致しまして、海運業の被れる打撃が他産業に比較して如何に甚大なるかを御想像願へることと存じます。特に弊社が戦時中割當を受けました船舶は大部分大型、中型油槽船でありましたために其の損害も又甚大なるものがありました。

以上弊社の特別損失の概要を御報告申し上げますが此の特別損失は法律に基きまして着債権者の債権額金九千六百萬圓公稱資本金參千萬圓未拂、株金金額徴收の上夫々其の内より左表の通り御負債を願はざるを得なくなつた次第で御座います。

摘要	特別損失の負擔割合	総額債権額及び資本金に對する負擔割合
株主	六、三七四五	六八、一八%
債権者	二九、七五三	三二、八二%
合計	九三、四九八	一〇〇、〇〇%

斯くの如く舊債権者並びに株主各位に多大の御迷惑を掛ける仕儀に至りましたことは敗戦の爲とは申せ誠に遺憾に存じ居る次第で御座います。敗戦と云ふ現實は人力を以てしては如何とも致し難きを痛感する次第で御座います。

以上に依り特別損失を御負担願ひまして特別損失勘定は清算されるので御座います。尙舊債権者の特別損失負擔後残存債権が金貳千七百拾貳萬圓ありますので此の内流動資産、舊勘定の土地建物、有價証券等を処分いたしました。此の処分見込額、金壹千貳百拾餘萬圓を以て返済いたしますと其の後の貸借対照表は左表の如きものとなるので御座います。

特別損失勘定清算後の豫想の貸借対照表(單位千圓)

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
船	二八、三八六	資本金(切捨後)	二四七
わかさ丸		借入金	一五、〇〇〇
みち丸		新勘定の借入金	一五、七一〇
ときつ丸		新勘定利益金(豫想)	七二〇
あやき丸	一七三		
建物	二七〇		
什器備品	二、八四八		
流動資産			
合計	三二、六七七	合計	三二、六七七

右貸借対照表を見ますと自己資本に比較して外部債権が十倍にも及び固定資産の金額よりすれば資本構成は甚だ不均衡となり、債務過多經理上甚だ不健全となると共に右貸借対照表上の数字に至ります。では整理上相當な困難を豫想せられずばかりでなく此の整理に至るまで本来の会社の事業の運営急速なる再建を經理面の重慶の爲め阻害せられる恐れがありますので斯かる不合理的除去のため船舶及び業務に必要な建物什器及び資金を出資いたし、金壹千五百萬圓の新會社「新日本海運株式会社」を設立いたしました。事業を引継ぎ、事業に専念いたし、舊會社は急速に整理いたしました。次第で御座います。斯様にいたしました出来ました第二會社は出資船舶が帳簿價格で出資され、關係上其の内容は非常に含みのある優秀な會社が誕生いたします。次第で舊會社に於て多大の御迷惑を御掛けいたしました。舊債権者並びに舊株主各位に第二會社の株式を額面を以て、舊債権者各位には特別損失負擔債権額金參百拾壹圓六拾六錢に付一株、舊株主各位には舊株式百株に付拾五株の割合にて御割當申し上げる次第で御座います。

第二會社の内容に就ては設立の日の豫想の貸借対照表を御覽下さい。

第二會社設立の日の豫想の貸借対照表

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
船	二八、三八六	資本金	一、五〇〇
建物	一七三	法定積立金	七二〇
什器備品	二七〇	借入金	一五、七一〇
短期受取手形	一、二〇一		
受取勘定	二五二		
貯蔵品	三四〇		
現金預金	八〇九		
合計	三二、四三〇	合計	三二、四三〇

資産の含み益を御参考までに申し上げますと船舶の帳簿平均船價は金參千七百四拾五圓であります。今日の建造價格が相當り金五萬圓以上を要するを見れば比較にならぬ程で御座います。(單位千圓)

船名	船價	三D.W.船價	備考
わかさ丸	二二、二〇七	四六〇圓	
みち丸	四、七六〇	二、六六八圓	
ときつ丸	五、五一四	二、六九三圓	船船公團との共有船會社持分七分の一
あやき丸	一五、九〇六	八、九六八圓	船船公團との共有船會社持分十分の四
合計	二八、三八七	三、六九七圓	

以上決定整備計画の概要を御説明申し上げましたが企業再建整備法の精神も「戦時補償特別税を課せられること等に因り生じた損失を適正に處理し、その速かな再建整備を促進して産業の健全な回復及び振興を図ることを目的とする」とあるのであります。敗戦日本の窮状は海の國である日本が海運の復興なくして救ひ得ざることを自覚し、戦後船員を體し、役員従業員協力一致當社再建に努力し以て平和海運の再建に一層力をいたし日頃の御引立てに御報ひいたしたき所存で御座います。講和條約締結の今日日本の海運の自由航行は許されず連合軍日本商船監理部の監督下に全船舶は國家徵用、船舶運營に於て統轄運航いたして居りますが既に制限下外航も許可されて居り又近くは船

船	わかくさ丸	二八、三八六	資本金(切捨後)	二四七
	みち丸		借入金	一五、〇〇〇
	ときつ丸		新勘定の借入金	一五、七一〇
	あやき丸	一七三	新勘定利益金(豫想)	七二〇
建物				
什器備品		二七〇		
流動資産		二、八四八		
合計		三二、六七七	合計	三二、六七七

右貸借対照表を見ますと自己資本に比較して外部債権が十倍にも及び固定資産の金額よりすれば資本構成は甚だ不均衡となり、債務過多經理上甚だ不健全となると共に右貸借対照表上の数字に至りますまでは整理上相當な困難を豫想せられざるばかりでなく此の整理に至るまで本來の會社の事業の運營急速なる再建を經理面の重壓の爲め阻害せられる恐れがありますので斯かる不合理を除去するため船船及び業務に必要な建物什器及び資金を出資いたし、金壹千五百萬圓の新會社「新日本海運株式會社」を設立いたしましたし事業を引継ぎ、事業に専念いたし舊會社は急速に整理いたしたき次第で御座います。斯様にいたしました出来ました第二會社は出資船船が概海價格で出資されず關係上其の内容は非常に含みのある優秀な會社が誕生いたします次第で舊會社に於て多大の御迷惑を御掛けいたしました。舊債權者並に舊株主各位に第二會社の株式を額面を以て、舊債權者各位には特別損失負擔債權額金參百拾壹圓六拾六錢に付一株、舊株主各位には舊株式百株に付拾五株の割合にて御割當申し上げる次第で御座います。

第二會社の内容に就ては設立の日の豫想の貸借対照表を御覽下さい。

第二會社設立の日の豫想の貸借対照表

借方	勘定科目	金額	貸方	勘定科目	金額
	船	二八、三八六		資本金	一五、〇〇〇
	建物	一七三		法定積立金	七二〇
	什器備品	二七〇		借入金	一五、七一〇
	短期受取手形	一、二〇一			
	受取勘定	二五一			
	貯蔵品	三四〇			
	現金預金	八〇九			
合計		三二、四三〇	合計		三二、四三〇

資産の含み益を御参考までに申し上げますと船船の屯當り平均船價は金參千七百四拾五圓でありまして今日の建造價格が屯當り金五萬圓以上を要するを見れば比較にならぬ程で御座います。

(單位千圓)

船	わかくさ丸	二、二〇七	船價	四六〇圓
	四、七九三D.W			
	みち丸	四、七六〇		
	一、七八三D.W			
	ときつ丸	五、五一四		
	一、四三三O.D.W			
	あやき丸	一五、九〇六		
	四、四三三D.W			
合計		二八、三八七		三、六九七圓

以上決定整備計畫の概要を御説明申し上げましたが企業再建整備法の精神も「戦時補償特別税を課せられること等に因り生じた損失を適正に處理し、その速かな再建整備を促進し以て産業の健全な回復及び振興を圖ることを目的とする」とあるのでありまして敗戦日本の窮状は海運の國である日本が海運の復興なくして救ひ得ざることを自覚し、戦後船員の意を體し、役員従業員協力一致當社再建に努力し以て平和海運の再建に一層精力をいたし日頃の御引立てに御報ひいたしたき所存で御座います。

講和條約締結の今日日本の海運の自由航行は許されず連合軍日本南船監理部の監督下に全船船は國家徵用、船船運營會に於て統轄運航いたして居りますが既に制限下外航も許可されて居り又近くは船員修繕川耗品關係が船主に復歸いたし定期用船契約になり一步民營還元に進進いたす實情で御座います。講和條約締結の際には完全なる民營に移行するものと豫想せられます折柄日本は物資の輸入には船舶に依る輸送の外途のない事を考へますと先ず海運が世界的規模に復興せねばならぬ事は火を見るよりも明かでありまして政府は勿論連合軍におきまして海運復興のため船腹の擴充に力を注がれ居る現状と歩調を合せても優秀新船の建造を計畫中でありまして世界海運界に復歸の準備を日夜腐心一同協力努力いたして居る次第で御座います。

以上様々申述べましたが弊社の復興のみならず日本の海運復興に寄與する爲め最善の努力をいたす當社の眞情を御察察の上今後共奮に倍して一層の御引立御援助の程を懇願努々御報告申し上げます次第で御座います。

第二會社株式割當通知書

今般當社は別紙説明書の通り決定整備計畫に基づき解散いたし第二會社「新日本海運株式会社」を設立し、第二會社の株式を右整備計畫に従ひ株主各位に對し御所有拂込済株式壹株に付〇・壹五株の割合を以て割當て御引受願ふこととなりました。就いては左記要項御承諾の上御買受其他を御決定、十二月三十一日迄に御申込下さいませよう御通知申し上げます。

昭和二十三年十二月一日

東京都中央区新富町三丁目二番地一

日本海運株式会社

清算人 土居 通 次

株主各位

第二會社株式募集要項

一、申込株數 別紙申込書貴名下欄記載の割當株數を限度とし割當株數超過分の御申込は無効といたします。

二、申込方法 御申込の場合は左記の何れに依るかを御指定下さい。

(一) 買受御希望の場合 (A表を御利用下さい)

第二會社の株式の譲渡には五拾株単位とする制限が御座いますので買受御希望の向は五拾株若しくは五拾株の倍數を以て別紙申込書に申込證據金を添へ御申込下さい。

但し御割當株式が五拾株未満又は五拾株を以て割切れざる端數株はなるべく次の(二)又は(三)の方法に依り御申込下さい。

尙御割當株式の全部又は一部の買受に對し御希望なき向又は獨占禁止法其の他で所有することの出来ない株主は計算上割當を受ける株式數に付いて會社に對し次の(二)又は(三)の方法に依り申込むことが出来ます。

(二) 買受權を譲渡する場合 (B表を御利用下さい)

御割當の株式の全部又は一部を買受けないで其の買受權を左記條件に依り他に譲渡することが出来ます。

(イ) 買受權は割當第二會社株式壹株に付壹個とす。

(ロ) 買受權譲渡申込期日昭和二十三年十二月三十一日迄。

別紙買受權譲渡證明書を以て所要事項記載の上右期日迄に會社に御申込下さい。

會社は右證明書に割當證を捺印の上御返送いたしますから其の證明書を譲渡の相手方に御渡し下さい。

尙右譲渡申込の際には申込證據金は不要です。

(ハ) 買受權の譲渡期限昭和二十四年一月十五日迄。

買受權の譲渡を受けた向は右の證明書の證明書を添附申込書に譲受人の住所氏名記入捺印の上申込證據金を添へて右期日迄に御申込下さい。

(三) 額面超過額交付請求の場合 (C表を御利用下さい)

御割當の株式の全部又は一部を買受けないで其の株式に付額面以上の價格に依り他に譲渡することを當會社に御請求の場合は左記條件により額面超過額の交付を請求することが出来ます。

(イ) 額面超過額請求期日 昭和二十三年十二月三十一日迄。

(ロ) 買 出 價 格 株主各位に於て御指定のこと、御指定價額は一株の拂込額(五拾圓)にプレミアムを加算した額たること。

(ハ) 右に依り御請求の場合は御請求者全員の御申出株數並びに價格の加重算術平均價格に依り當社に於て賣出し、六十日以内に處分しその超過額から處分に要した費用を控除の上御請求の株數に應じ御交付申し上げます。

但し右は六十日以内に右の平均價格にて處分の出来ませんときは特別管理人が賣出價格を變更して賣出すことがあります。

(四) 株主各位が御割當株式以外に會社が舊債權者に割當てた株式を整備計畫認可基準に従ひ壹株に付金三百拾圓六拾六錢以上の價格を以て買受御希望の向は買受けが出来ますから昭和二十三年十二月三十一日迄に御申込下さい。(用紙は同封いたしません)が適宜の方法に依り御申込下さい。

三、申込證據金 壹株に付金五拾圓也

申込證據金は来る昭和二十四年一月十五日拂込期日の株金代金に振替充當し證據金に對しては利息を附けません。

尙、郵送と持参を問はず申込證據金が申込期日迄に取扱所に到達しない時は第二會社株式の引受がないものとして處理いたします。

五拾株の倍数を以て別紙申込書に申込證據金を添へ御申込下さい。
但し御割當株式が五拾株未満又は五拾株を以て割切れざる端数株はなるべく次の(二)又は(三)の方法に依り御申込下さい。
尚御割當株式の全部又は一部の買受に對し御希望なき向又は獨占禁止法其他で所有することの出来ない株主は計算上割當を受ける株式数に付いて會社に對し次の(二)又は(三)の方法に依り申込みることが出来ます。

(一) 買受権は割當第二會社株式壹株に付壹個とす。
(二) 買受権譲渡申込期日昭和二十三年十二月三十一日迄。
別紙買受権譲渡證明書を以て所要事項記載の上右期日迄に會社に御申込下さい。
會社は右證明書に割當證を捺印の上御返送いたしますから其の證明書を譲渡の相手方に御渡して下さい。

尚右譲渡申込の際には申込證據金は不要です。
(三) 額面超過額交付請求の場合(イ)表を御利用下さい。
御割當の株式の全部又は一部を買受けないで其の株式に付額面以上の價格に依り他に譲渡することを當會社に御請求の場合は左記條件により額面超過額の交付を請求することが出来ます。

(イ) 額面超過額請求期日 昭和二十三年十二月三十一日迄
(ロ) 買 出 價 格 株主各位に於て御指定のこと、御指定價額は一株の拂込額(五拾圓)にプレミアムを加算した額たること。
(ハ) 右に依り御請求の場合は御請求者全員の御申出株数並びに價格の加重算術平均價格に依り當社に於て賣出し、六十日以内に處分しその超過額から處分に要した費用を控除の上御請求の株数に應じ御交付申し上げます。

但し右は六十日以内に右の平均價格にて處分の出来ませんときは特別管理人が賣出價格を變更して賣出すことがあります。
(四) 株主各位が御割當株式以外に會社が舊債權者に割當てた株式を整備計畫認可基準に従ひ壹株に付金三百拾壹圓六拾六錢以上の價格を以て買受御希望の向は買受けが出来ますから昭和二十三年十二月三十一日迄に御申込下さい。(用紙は同封いたしません)が適宜の方法に依り御申込下さい。

三、申込證據金 壹株に付金五拾圓也
申込證據金は來る昭和二十四年一月十五日拂込期日の株金代金に振替充當し證據金に對しては利息を附けません。
尚、郵送と持參を問はず申込證據金が申込期日迄に取扱所に到達しない時は第二會社株式の引受がないものとして處理いたします。

四、申込取扱所
(イ) 申込書、買受権譲渡證明書、額面超過額交付請求書送附先
東京中央區新富町三丁目二番地一
日本海運株式會社清算事務所

(ロ) 申込證據金拂込先 右に同じ(尚左記銀行を御利用下さい)
東京千代田區丸ノ内二丁目二番地 日本興業銀行本店 當社當座口
東京中央區日本橋室町二丁目一番地 帝國銀行本店
東京千代田區大手町一丁目六番地 富士銀行本店
東京千代田區丸ノ内二丁目一八番地 第一銀行丸ノ内支店
東京千代田區丸ノ内一丁目一番地 千代田銀行丸ノ内支店
東京中央區新富町一丁目四番地 千代田銀行櫻橋支店

五、其の他
引受のない株式其の他の殘餘株式は特別管理人に於て處理いたします。
御割當の端数株式を御買受の上五拾株又は五拾株の倍数になる様不足株式数を更に御買受御希望の向は御申込あらば會社にて御斡旋申し上げます。但し御希望の不足株式数の代金は時價にて申し受けます。
右に關し御不明の點は當社に御問合せ下さい。

以上

裏面白紙

昭和23年12月1日

日本海運株式會社
貸借対照表

日本海運株式會社

勘定科目

借方 貸方

資産部

土地建物	9,143,076	53
什器	12	27
有価証券	19,169,980	00
貸出金	1,124,960	71
未収入金	3,175,954	00
別段預金	2,098	97
會座預金	301,030	80
現金	58,779	43

負債部

資本金		246,757	18
借入金		22,597,699	58
支拂手形		320,000	00
未拂金		6,441,964	17
貸倒金		1,090,125	49
預り金		280,337	79

合計

30,976,892 21 30,976,892 21

裏面白紙

日本海運株式會社

昭和23年11月30日 貸借對照表 (新舊勘定併合時)

勘定科目	借方	貸方
資産部		
船舶	28,386,266.06	
土地建物	7,316,157.63	
什器	270,100.20	
有價証券	2,169,980.00	
貯蔵品	340,381.00	
受取手形	1,200,600.00	
假支出金	1,375,350.71	
未収入金	3,175,954.00	
別段預金	3,098.97	
當座預金	301,030.30	
現金	867,973.34	
負債部		
資本金		246,757.18
借入金		38,307,677.58
支拂手形		320,000.00
未拂金		6,450,782.74
假受金		1,070,135.49
預り金		280,337.79
未払金		731,181.23
合計	47,406,892.21	47,406,892.21

裏面白紙

昭和23年11月30日 損益計算書 (新四期定例合併時)

勘定科目	借方	貸方
利益之部		
貨船料		14,256,907.73
受入利子及配當金		165,172.94
雑損益		175,901.36
損失之部		
船費	3,979,740.77	
支拂利子	1,786,775.20	
營業費	6,252,307.83	
減價償却費	1,453,977.00	
当期利益金	731,187.23	
	13,463,880.00	
合計	14,597,982.03	14,597,982.03

裏面白紙

昭和23年7月30日 貸借対照表 (新勘定) 日本海運株式会社

期定科目	借方	貸方
資産之部		
船 舶	29,455,542.00	
土地建物	637,626.96	
什 物	287,007.00	
有價証券	1,115,000.00	
貯蔵品	340,321.00	
受取手形	1,202,600.00	
仮交出金	2,715,160.11	
未収入金	54,042.54	
別段預金	3,090.97	
當座預金	100,207.21	
現 金	7,508.17	
負債之部		
支拂手形		16,312,125.00
未払金		286,814.28
仮入金		273,627.99
預り金		5,210.77
未整理支拂勘定		15,412,429.07
繰越金		4,768,227.09
当期利益金		1,601,020.89
合 計	36,800,554.09	36,800,554.09

裏面白紙

自昭和23年4月1日
至昭和23年9月30日

損益計算書 (新勘定) 日本海運株式会社

勘定科目	借方	貸方
利益之部		
貸船料		5,288,725.88
受人利子及配當金		68,024.19
雑損益		65,425.69
損失之部		
船費	1,497,164.77	
支拂利子	4,000.68	
管業費	2,309,981.42	
当期利益金	1,601,024.89	
合計	5,412,175.76	5,412,175.76

裏面白紙

昭和23年9月30日 貸借対照表 (舊勘定) 日本海運株式会社

勘定科目	借方	貸方
資産之部		
未拂込資本金	6,250,000.00	
船 舶	5,688,000.00	
土地建物	2,232,400.15	
出資金	180,050.00	
有価証券	3,068,875.00	
繰上金	335,279.67	
未収入金	779,074.05	
別段預金	35,190.70	
當座預金	55,216.45	
期末損益	1,046,717.43	
特別損失	103,612,704.55	
未整理受取勘定	15,172,439.07	
負債之部		
資本金		30,000,000.00
法定積立金		1162,500.00
退職手当準備金		242,709.00
借入金		45,466,000.00
文拂手形		29,859,658.61
未拂金		1,380,572.01
仮受金		23,879,622.66
預り金		275,046.72
繰越金		287,532.49
		128,434.07
当期損失金	438,605.10	
合 計	139,694,753.17	139,694,753.17

裏面白紙

自昭和23年4月1日 至昭和23年9月30日 損益計算書 (舊勘定) 日本海運株式會社

勘定科目	借方	貸方
利益一部		
受人利子及配當金		26,000.00
損失一部		
營業費	18,000.00	
雜損益	424,206.76	
当期損失金		438,606.76
合計	442,206.76	442,206.76

裏面白紙

自昭和22年10月1日 損益計算書 新日基定合併 日本海運株式會社
至昭和23年3月31日

勘定科目	借方	貸方
利益之部		
貸船費		3,263,739.46
受入利子及配當金		3,263,739.46 60
雑損益		63,757.56
		27,929.97
損失之部		
船費	923,794.60	
支拂利子	1,500.00	
諸税公課	1,348,491.42	
当期利益金	1,081,640.97	
	1,081,640.97	
合計	3,355,426.99	3,355,426.99

裏面白紙

昭和23年3月31日

貸借対照表

日本海運株式会社
新勘定

勘定科目	借方	貸方
<u>資産之部</u>		
船 舶	13,854,274.17	
土地建物	384,346.98	
什 産	67,719.00	
有價証券	1,115,000.00	
貯蔵品	73,135.00	
受取手形	1,137,000.00	
償支出金	1,364,392.00	
未収入金	67,739.50	
別段預金	53,475.62	
當座預金	682,844.83	
現 金	9,681.15	
<u>負債之部</u>		
未拂金		766,138.07
假受金		605,305.28
預り金		5,290.97
未整理支拂勘定		15,664,646.84
当期利益金		1,768,227.09
合 計	18,809,608.25	18,809,608.25

裏面白紙

日本海運株式會社

昭和23年3月31日 貸借對照表

舊勘定

勘定科目	借方	貸方
資産之部		
資本金	6,250,000.00	
船舶	5,688,000.00	
土地建物	2,232,400.15	
什器	174,688.00	
貸出金	180,050.00	
有価証券	3,068,875.00	
貸入金	432,838.67	
未払入金	779,074.05	
別項預金	57,553.10	
當座預金	522,739.50	
特別損失	1,046,917.43	
未定資産	103,612,704.55	
	15,664,646.84	
負債之部		
資本金		30,000,000.00
法定公積金		462,500.00
任意公積金		242,909.00
借入金		45,466,000.00
支拂手形		29,859,658.61
未拂金		9,394,769.01
假受金		23,879,622.66
預り金		276,593.94
繰入金		257,983.42
當期損失金	129,549.35	
合計	139,840,036.64	139,840,036.64

裏面白紙

昭和23年3月31日 損益計算書 新勘定

勘定科目	借方	貸方
<u>利益之部</u>		
貸船料		6,225,372.27
受入利子及配当金		105,636.35
雑損益		77,552.67
<u>損失之部</u>		
船費	1,830,733.50	
支拂利子	2,538.11	
營業費	2,807,062.57	
当期利益金	1,768,227.09	
合計	6,408,561.29	6,408,561.29

裏面白紙

日本海運株式会社

昭和23年3月31日 損益計算書

舊勘定

勘定科目	借方	貸方
利益之部		
受入利子及配当金		354,167.76
雑損益		16.13
損失之部		
船費	40,505.30	
支拂利子	276,696.18	
營業費	165,754.79	
諸税公課	770.97	
当期損失金		129,549.35
合計	483,727.24	483,727.24

裏面白紙

昭和23年3月31日

財産目録

(資産之部) 新勘定

科 目	全 額
預金及現金	
銀行預金及手持現金	746,501.60
未収入金	
貸室料、電話料他	67,737.50
假支出金	
関係會社立替金他	1,364,392.00
受取手形	1,137,000.00
貯蔵品	
事務用消耗品	73,135.00
有價証券	1,115,000.00
什 器	
事務用什器他	67,719.00
土地建物	
社宅他	384,346.98
船 舶	13,854,274.17
合 計	18,809,608.25

裏面白紙

昭和23年3月31日

財産目録

(負債之部)

新勘定

科目	金額
預り金	5,290.97
未拂金	766,138.07
假受金	605,305.28
/	
合計	1,376,734.32

裏面白紙

日本海運株式会社

昭和23年3月31日 財産目録 (資産之部) 舊勘定

科 目	金 額
預 金	
銀行預金	580,292 60
未収入金	
榆林丸保険金他	779,074 05
假支出金	
関係会社立替金他	432,838 67
有價証券	3,068,875 00
出資金	
組合基金	180,050 00
什 器	
事務所什器他	174,688 00
土地建物	
住宅、土地、建物	2,232,400 15
船 舶	5,688,000 00
未拂込資本金	6,250,000 00
合 計	19,386,218 47

裏面白紙

昭和23年3月31日 財産目録 (負債之部) 舊勘定

科 目	金 額
預り金	
国民貯蓄組合其他	276,593.94
假貸金	
喪失船舶補償金、保償金、船舶上、 差額、分類課税、團費其他	23,899,622.66
未掛金	
船舶製造追加代金他	9,394,769.01
支拂手形	29,859,658.61
借入金	
船舶抵当銀行借入金	45,466,000.00
合 計	108,876,644.22

裏
面
白
紙

貸借対照表

昭和20年9月30日

新勘定

勘定科目	借方	貸方
<u>資産部</u>		
船	13,854,274.17	
土地建物	378,073.98	
什器	57,230.00	
有価証券	1,102,500.00	
貯蔵品	732.53	
受取手形	1,080,000.00	
仮支出金	1,004,575.10	
未収入金	425,273.33	
別段預金	53,703.21	
當座預金	290,109.14	
現金	11,499.69	
<u>負債部</u>		
未払金		1,496,750.00
仮受金		286,756.22
預り金		5,290.97
未整理文據勘定		15,800,113.34
當期利益金		662,586.12
合 計	18,257,996.65	18,257,996.65

裏面白紙

昭和22年9月30日

貸借対照表

勘定科目	借方	貸方
<u>資産之部</u>		
未拂込資本金	6,250,000.00	
船舶	5,688,000.00	
土地建物	2,225,536.45	
什器	174,688.00	
貸入金	180,050.00	
有価証券	3,068,875.00	
仮支出金	432,838.67	
未収入金	779,074.05	
別段預金	72,553.10	
當座預金	522,739.50	
期末損益	1,046,917.43	
特別損失	103,612,704.55	
未整理受取勘定	15,800,613.34	
<u>負債之部</u>		
資本金		30,000,000.00
法定積立金		462,500.00
退職手当準備金		242,909.00
借入金		45,466,000.00
支拂手形		29,859,658.61
未拂金		9,520,871.81
仮入金		23,879,622.66
預り金		276,593.94
繰越金		257,983.42
当期損失金	111,549.35	
合計	139,966,139.44	139,966,139.44

裏面白紙

昭和22年9月30日 損益計算書

新勘定

勘定科目	借方	貸方
<u>利益之部</u>		
貸船料		2,961,632.81
受入利子及配當金		41,878.77
雑損益		49,622.70
<u>損失之部</u>		
船費	906,938.90	
文拂利子	1,038.11	
營業費	1,476,571.17	
当期利益金	668,586.12	
合計	3,053,134.30	3,053,134.30

裏面白紙

日本海運株式會社

舊勘定

昭和22年9月30日 損益計算書

勘定科目	借方	貸方
利益之部		
受入利子天電會金		354,161.76
雜損益		16.13
損失之部		
船費	40,505.30	
文書租子	276,696.18	
營業費	147,754.79	
諸稅公課	770.99	
前期損失金		111,549.35
合計	465,727.24	465,727.24

裏面白紙

貸借対照表

日本海運株式会社
新勘定

昭和22年3月31日

勘定科目	借方	貸方
資産之部		
船	7,512,043.00	
土地建物	898,800.45	
什器	217,688.00	
有價証券	258,825.00	
貯蔵品	732.53	
受取手形	1,330,000.00	
仮支出金	1,328,463.02	
未収入金	35,280.93	
別段預金	15,321.46	
當座預金	899,327.06	
現金	13,871.18	
負債之部		
未拂金		128,202.26
仮受金		1,454,826.17
預り金		2,750.97
未整理文據勘定		10,426,918.42
當期利息金		497,654.81
合計	12,510,352.63	12,510,352.63

裏面白紙

日本海運株式會社

昭和22年3月31日 貸借對照表

舊勘定

勘定科目	借方	貸方
<u>資産之部</u>		
未払込資本金	6,250,000 00	
船	5,688,000 00	
土地建物	1,465,186 00	
出資金	180,050 00	
有價証券	3,620,050 00	
假支出金	6,954,668 12	
未収入金	737,353 38	
別段預金	72,553 10	
當座預金	432,687 22	
特別損失	104,393,197 28	
繰下勘定	10,426,918 42	
<u>負債之部</u>		
資本金		30,000,000 00
法定積立金		462,500 00
退職手当準備金		203,569 00
借入金		45,466,000 00
支拂手形		29,859,658 61
未払金		9,619,084 53
仮受金		23,873,159 16
預り金		279,547 01
繰上金		257,983 42
當期利益金		199,160 99
合計	140,220,663 52	140,220,663 52

裏面白紙

損益計算書

昭和22年3月31日

新勘定

勘定科目	借方	貸方
利益ノ部		
貸船料		1,321,436.48
受入利子及配當金		37,293.79
雑損益		25,660.44
損失ノ部		
船費	328,813.88	
支拂利子	538.72	
營業費	557,582.30	
当期利益金	497,654.81	
合計	1,384,389.71	1,384,389.71

裏面白紙

昭和22年3月31日 損益計算書

期 末 科 目	借 方	貸 方
利益之部		
変入利子及配当金		354,161.76
雑損益		16.15
損失之部		
船費	32,962.50	
支拂租子	102,261.47	
營業費	19,021.96	
諸税公課	770.99	
当期利益金	199,160.99	
合 計	354,179.89	354,179.89

裏面白紙

控

2/4 25. 決定

買受権處分計畫

一 處分買受権の銘柄及數量

- (イ) 銘柄 新日本海運株式會社株式買受権
- (ロ) 數量 八、三四八株分

右買受権を有する持株會社名と數量

- 日本郵船株式會社 七、二二三株五
- 山下汽船株式會社 二〇株
- 株式會社 神戸製鋼所 四二株
- 石原合名會社 一、〇六三株五

二 處分方法

従業員、役員に對する處分

三 賣却價額

一株分 一五圓

四 對價受領の方法

現金一時拂 (自己資金)

五 處分の時期

承認あり次第

證券第一部第二課

裏面白紙

参考書類

一、會社の概要

A、會社の内容

會社名

新日本海運株式會社

本社所在地

東京都中央区新富町三丁目二番地一

設立年月日

昭和二十三年十二月一日

資本金

壹千五百萬圓

事業の内容

海運業

従業員

四四二名

B、株式の内容

株式数

三〇〇、〇〇〇株

株主数 一名

株主名

日本海運株式會社（決定整備計畫による發託人）

C、會社の役員

専務取締役

土居 次

常務取締役

白 仁

止

取締役

横 濱 彦太郎

監査役

長谷川 美

D、貸借對照表

別紙 一

E、收支狀況表

別紙 一

裏面白紙

譲渡價額決定の事情

A、概 要

持株會社整理委員會

一〇圓

(各持株會社に於て正式文書提出まで準備中とあり)

買受人希望價額

一〇圓

B、算定事情

(イ)第二會社設立迄の経過

舊日本海運株式會社は戦時中多數の船舶を喪失したため特別損失九三、四九八千圓の多額に及びそれを株主九九、一七〇負擔、債権者七〇〇負擔として整理し一方船舶その他の設備を出資して第二會社新日本海運株式會社を設立し、舊日本海運は解散することとして十月三十日附で認可になつた。

舊會社の株主に對する新日本海運株式會社株式の割當は拂込済株式一株に對し、〇・一五株の割合である。この割合による各持株會社に對する割當は次の通りである。

日本郵船

舊株二九、五〇〇株に對し、四、四二五株

新株(二五圓拂込)一八、六五〇株に對し(打切率〇%)
二、七九七・五株

山下汽船

舊株一〇〇株に對し、一五株

新株 七〇株に對し(打切率四八・七二%拂込株數主^{三五・九}木、^四株)
五株

裏面白紙

神戸製鋼	舊株二〇〇株に對し	三〇株
石原合名	新株一四〇株に對し(打切率四二、拂込株數八一・二株)一二株 舊株六、八九〇株に對し	一、〇三三・五株
	新株二〇〇株に對し	三〇株

(ロ)新日本海運株式會社の業態

所有船舶は中型油槽船(2 T M)一隻、大中小貨物船各一隻、計四隻で何れも戦艦船又は戦後船であるが、船体、機關共に割合良好である。

收支目論見書によれば相當の収益を見込んで居るが、國家管理の現状と定期備船への移行の成行と更に經營の高騰を勘案するときは豫想通りの収益を擧げることが困難であらう。従つて豫想配當率八も多分に疑問であらう。

右事情と持株會社の希望とを考慮し、更に目下賣出中の日産汽船の賣出價格六七圓、日東商船の賣出價格七〇圓とを考へ合はす時、一株六〇圓と評價し、買受權の價額を一株分一〇圓と云ふ兩當事者の希望價額は~~多~~きに過ぎるので、これを一五圓を以て處分することとした。

尙(1)債權者に對する割當二〇四、五三三株の中興業銀行割當一八五、六三七株について一株分一〇圓で左記の者各役員並縁故者に割當てられることに決定済。

- 高田 儀三郎 五〇、〇〇〇株
- 村田 七郎 三〇、〇〇〇株

裏面白紙

石原新三郎	二〇、〇〇〇株	大久保常雄	五、〇〇〇株
中村陽三	五、〇〇〇株	土居通次	二〇、〇〇〇株
白仁止	一五、〇〇〇株	横濱彦太郎	五、〇〇〇株
長谷川美一	五、〇〇〇株	(以下略)	

會社名	資本金	保有船舶噸數	賣出價格
(2) 日東商船	一〇〇〇萬圓	三五、〇〇トン	七〇、〇〇〇(プレミアム二〇・〇〇)
日産汽船	一五〇〇萬圓	二、九〇〇トン	六七・〇〇(、)
日本海運	一五〇〇萬圓	一、五〇〇トン	一七・〇〇)

以上

裏面白紙

貸借對照表

記名

昭和十三年二月一日現在

資 産 之 部				負 債 之 部			
科 目	帳簿價額	評價價額	摘 要	科 目	帳簿價額	評價價額	摘 要
固定資産	1,881,200			資本勘定	1,881,200		
建物	1,700,000			資本金	1,800,000		
船舶	181,200			積立金	81,200		
車輛運搬具	300,000			負債	1,221,000		
事務用什器	100,000			前期借入金	1,221,000		
流動資産	1,200,000						
現金預金	1,200,000						
短期受取手形							
棚卸資産							
合計	3,081,200			合計	3,081,200		
簿價以上の正味資産		15,720,000		簿價以上の正味負債		15,720,000	
收支繰越		自 1,233,121 至 2,466,242					
營業收入			1,111,200				
直接營業費			91,500				
一般管理費			10,520				
金 融 損 失			5,130				
差引利益			4,048				
利益金處分案							
積立金			2,310,000				
退職引當金			100,000				
役員賞與金			200,000				
株主配當金(18%)			1,200,000				
後期繰越金			238,000				

裏面白紙

買受権處分計畫

一 處分買受権の銘柄及數量

(イ) 銘柄 新日本海運株式會社株式買受権

(ロ) 數量 八、三四八株分

右買受権を有する持株會社名と數量

日本郵船株式會社 七、二二二株五

山下汽船株式會社 一〇株

株式會社 神戸製鋼所 四二株

石原合名會社 一、〇六三株五

二 處分方法

従業員、役員に對する處分

三 買却價額

一株分 一五圓

四 對價受領の方法

現金一時拂 (自己資金)

五 處分の時期

承認あり次第

参考書類

一 會社の概要

A、會社の内容

會社名

新日本海運株式會社

本社所在地

東京都中央区新富町三丁目二番地一

設立年月日

昭和二十三年十二月一日

資本金

壹千五百萬圓

事業の内容

海運業

従業員

四四二名

B、株式の内容

株式の総数

三〇〇、〇〇〇株

株主数 一名

株主名

日本海運株式會社（決定整備計畫による發行人）

Q、會社の役員

専務取締役

土居 進 次

常務取締役

白 仁

取締役

横 濱 彦 太郎

監査役

長谷川 美

D、貸借対照表

別紙 一

E、収支状況表

別紙 一

裏面白紙

二 譲渡價額決定の事情

A、概 要

持株會社整理委員會

一〇圓

各持株會社に於て正式文書提出方
準備中である

買受人希冀價額

一〇圓

B、算 定 事 情

(イ) 第二會社設立迄の経過

舊日本海運株式會社は戦時中多數の船舶を喪失したため特別損失九三、四九八千圓の多額に及びそれを株主九九、一七〇負擔、債權者七〇〇負擔として整理し一方船舶その他の設備を出資して第二會社新日本海運株式會社を設立し、舊日本海運は解散すること、して十月三十日附で認可になつた。

舊會社の株主に對する新日本海運株式會社株式の割當は拂込済株式一株に對し、〇・一五株の割合である。この割合による各持株會社に對する割當は次の通りである。

日本郵船

舊株二九、五〇〇株に對し 四、四二五株

新株(二五圓拂込)一八、六五〇株に對し(打切率〇%)
一、七九七・五株

山下汽船

舊株一〇〇株に對し 一五株

新株 七〇株に對し(打切率四八・七二% 拂込株數三六、四株)
五株

裏面白紙

聊 戸 製 鋼	舊株二〇〇株に對し	三〇株
石 原 合 名	新株一四〇株に對し（打切率四二）拂込株數八一・二株（一二株）	舊株六、八九〇株に對し 一、〇三三・五株
	新株二〇〇株に對し	三〇株

(ロ) 新日本海運株式會社の業態

所有船舶は中環油槽船（2 T.M.）一隻、大中小貨物船各一隻、計四隻で何れも戰艦船又は戦後船であるが、船体、機關共に割合良好である。

收支目録見書によれば相當の収益を見込んで居るが、國家管理の現状と定期備船への移行の成行と更に經費の高騰を勘案するときは豫想通りの収益を擧げることとは困難であらう。従つて準備配當率八も多分に疑問であらう。

右事情と持株會社の希望とを考慮し、更に目下賣出中の日産汽船の賣出價格六七圓、日東商船の賣出價格七〇圓とを考へ合はす時、一株六〇圓と評價し、買受權の價額を一株分一〇圓と云ふ相當事者の希望價額は極きり過ぎるので、これを一五圓を以て處分することとした。

尚(1)債權者に對する割當二〇四、五三三株の中興業銀行割當一八五、六三七株について一株分一〇圓で左記の者に役員並縁故者に割當てられることに決定済。

高 田 儀三郎	五〇、〇〇〇株	村 田 七 郎	三〇、〇〇〇株
---------	---------	---------	---------

裏面白紙

石原新三郎	二〇、〇〇〇株	大久保常雄	五、〇〇〇株
中村陽三	五、〇〇〇株	土居通次	二〇、〇〇〇株
白仁止	一五、〇〇〇株	横濱彦太郎	五、〇〇〇株
長谷川美一	五、〇〇〇株	(以下略)	

會社名	資本金	保有船舶噸數	賣出價格
(2) 日東商船	一〇〇〇萬圓	三五、〇〇〇トン	七〇、〇〇〇(プレミアム二〇、〇〇)
日産汽船	一五〇〇萬圓	二、九〇〇トン	六七、〇〇〇
日本海運	一五〇〇萬圓	一、五〇〇トン	一七、〇〇〇

以上

裏面白紙

貸借対照表

記名

昭和二十三年二月一日現在

附

資産		負債	
科目	帳簿価額	科目	帳簿価額
目	評價価額	目	評價価額
摘要		摘要	
固定資産	1,882,000	資本勘定	1,477,000
船物	1,233,000	資本金	1,477,000
船舶運搬具	1,233,000	積立金	700,000
事務用什器	1,233,000	前借入金	1,477,000
流動資産	1,233,000		
現金預金	1,233,000		
短期取得手形	1,233,000		
短期貸付	1,233,000		
短期貸出	1,233,000		
合計	3,115,000	合計	3,115,000
簿価による正味資産	1,577,000		
収支繰越	1,540,000		
営業収入	1,110,000		
直接経費	91,500		
一般管理費	10,500		
金融損失	5,500		
差引利益金	4,000		
利益金処分案			
積立金	3,300,000		
退職引当金	1,000,000		
役員賞與金	200,000		
株主配當金(8%)	1,200,000		
後期繰越金	238,000		

裏面白紙

昭和二十四年二月十四日

第三會社株式割當數變更御通知

東京都中央区新富町三丁目二番地一
旧日本海運株式會社
清算人 土居 通次



拵株會社整理委員會 御中

首題の件に関し先と御割當申上げました第三會社株式八參四八株を
左記の通り株式數訂正御願ひ申上げます

記

一、第三會社「日本海運株式會社」株式 八、參六貳株五

内譯

日本郵船株式會社	七、二二二株五
山下汽船株式會社	二、五株五
株式會社神之製鋼所	五、一株
石原合名會社	一、〇六三株五

以上

〇、五株は委託令に於て切替了。

裏面白紙

62

白紙	4,425		
	2,797.5		
山下	15	110	5,503.5
	10.5	折	2,859
神戸物	30		
	7221		
書	1,033.5		
石	30		
			8,362.5

裏面白紙

柳川	旧	4.425							
	新	2.797.5	(打切率 0%)						
				7.222.5		60!			
山下	旧	15	(100)						
	新	5	(打切率 48.72% 拼込株数 36.4株 割当 5.46株)						
				35.916		5.3949		20株	
神戸鋼	旧	30	(200)						
	新	12	(打切率 42% 拼込株数 81.2株 割当 12.15株)						
				21株		5.3949		42株	
石原船	旧	1.033.5							
	新	30							
				1.063.5		60!			
				計 8,348株					
				4508.5					
				2,859					
				8,362株				2/10	

51.38

27

追伸

特別經理會社並に金融機關再建整備法の適用を受ける
金融機關であつて未だ新旧勘定併合前の向は御拂込が
新旧勘定併合後になりますので甚だ御手数敷下ら取致す
左記のついで至急御回報賜り度く御願ひ申し上げます

回答

- 一 整備計畫認可申請書提出日（日銀公示日）
昭和 年 月 日
- 一 整備計畫認可決定日
昭和 年 月 日
- 一 御拂込豫定時期
昭和 年 月 日
- 一 拂込金中打切額
金 也
- 一 實際拂込額
金 也

御名稱

日本海運株式會社
清算事務所 御中

裏面白紙

未拂込株金徴収御通知

今般當會社企業再建整備法に基き提出中の整備計畫の認可を受けましたので決定整備計畫に従ひ株主各位に大變御迷惑を御掛け致し甚だ心苦しい次第で御座いますが特別損失の御負擔を願ふため未拂込株の拂込金を左記により御拂込頂き度く御願ひ申し上げます

尙個人株主の各位が期限迄に御拂込がない場合は企業再建整備法施行令第十八條の規定によつてその株式については失權により第二會社の株式の譲渡割當權を失はれることとなります但し本未拂込金の拂込金徴収は商法の規定による遡及催告は適用せられませんから御諒承下さい

右御通知を兼ね御願ひ申し上げます

昭和二十三年十二月一日

東京都中央区新富町三丁目二番地一

日本海運株式會社

清算人

土居通次

株主各位

記

一、拂込金額 新株式一株につき 金貳拾五圓

一、拂込期日 昭和二十四年一月十五日

但し拂込期日前の御拂込も申し受けます

一、拂込場所

東京都中央区新富町三丁目二番地一

日本海運株式會社清算事務所

御送金は左記銀行の弊社當座口を御利用下さい

東京都千代田區丸の内一丁目三番地 日本興業銀行本店
東京都中央区日本橋區本町二丁目一八番地 帝國銀行本店
東京都千代田區大手町二丁目六番地 富士銀行本店
東京都千代田區丸の内二丁目一八番地 第一銀行丸の内支店
東京都千代田區丸の内一丁目一八番地 千代田銀行丸の内支店
東京都中央区新富町一丁目四番地 千代田銀行櫻橋支店

一、拂込方法

(1) 現金

右に代へ國債、地方債で御拂込頂いても差支へなく此の場合には豫め當方へ御問合せ下さい

尙御送金の手數料は會社で負擔いたしますから手數料相當額を御拂込金から御差引の上御送金下さい

追て御拂込をなされず場合は第二會社株式割當の都合もありますので御手数數乍ら其の旨至急御一報の程御願ひ致します 以上

(註) 企業再建整備法施行令第十八條

前條第一條の規定により催告があつた株式が左の各號の一に該當するものである場合においてその株主が拂込期日迄に拂込をしないときはその株主は同項の催告に係る株金拂込の義務を免れずと共に拂込をしないその株式につき株主の權利を失ふ

一、法人(國を含む)、民法第五十一條の法人を除く、以下同じ以外の者の所有する株式

二、閉鎖機關令第一條に規定する閉鎖機關(以下閉鎖機關を言ふ)の所有する株式

三、信託株式で前二號に掲げる者がその信託の委託者であるもの

裏面白紙

昭和三十四年三月十四日

證券第一部次長

第一課長

證券處理調整協議會
議長 笹山忠夫

持株會社整理委員會
委員長 笹山忠夫 殿

指定證券從業員處分譲渡結果報告の件

本日左記の通り割當を決定致しました。
右報告致します。

追而證券の受渡は来る三月十五日に當協議會
に於て實施致度

六月五日に當該證券を御送付下さる。

銘柄 新日本海運株式會社買込取

株數 八三二二株

六價 格 二五円

六割 當 申込通り

裏面白紙

議案第 108 號附屬

昭和十五年五月廿日第 84 回會議上提

新日本海運株式會社株式買受權從業員必分交渉價格案議要領

一 讓渡株數 二九七五株分(旧會社株式買受權にきつる五株の割合を以て割当て)

ルルに3株を以て株式買受權) 總株數 30,000株の7%

二 讓渡者 H.C.C. 八三四株分 C.L.C. 三三七株分 同八五五株分

三 旧所有者 郵船 山下汽船 神戸製鋼所 石原合名

四 交渉價格 二五円

○ 参考

一 讓渡者希望價格 一五円(買受權)

二 讓渡者希望價格 一〇円(株)

三 旧所有者希望價格 一〇円(株)

四 一株当り正味資産 五二円四角五分(設立時三三二円現在見)

五 特別集り別 非該当

會社概要

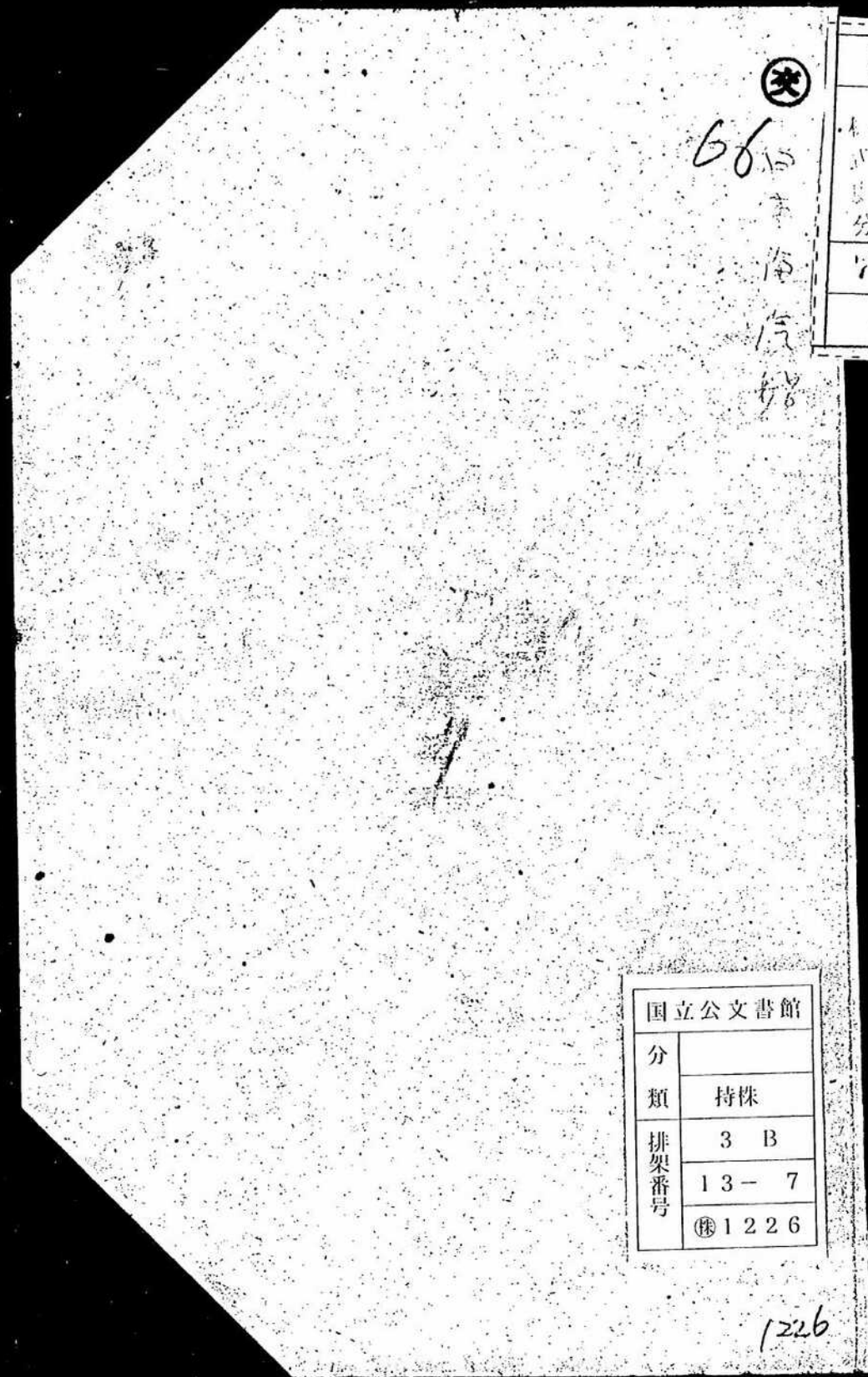
一 設立 昭和十五年五月

二 資本金 公稱一五〇〇〇〇〇円 払込済 株式 三〇〇〇〇株 株主 一名

三 事業 海運業

四 所在地 本社 東京都

五 従業員數 四四二名



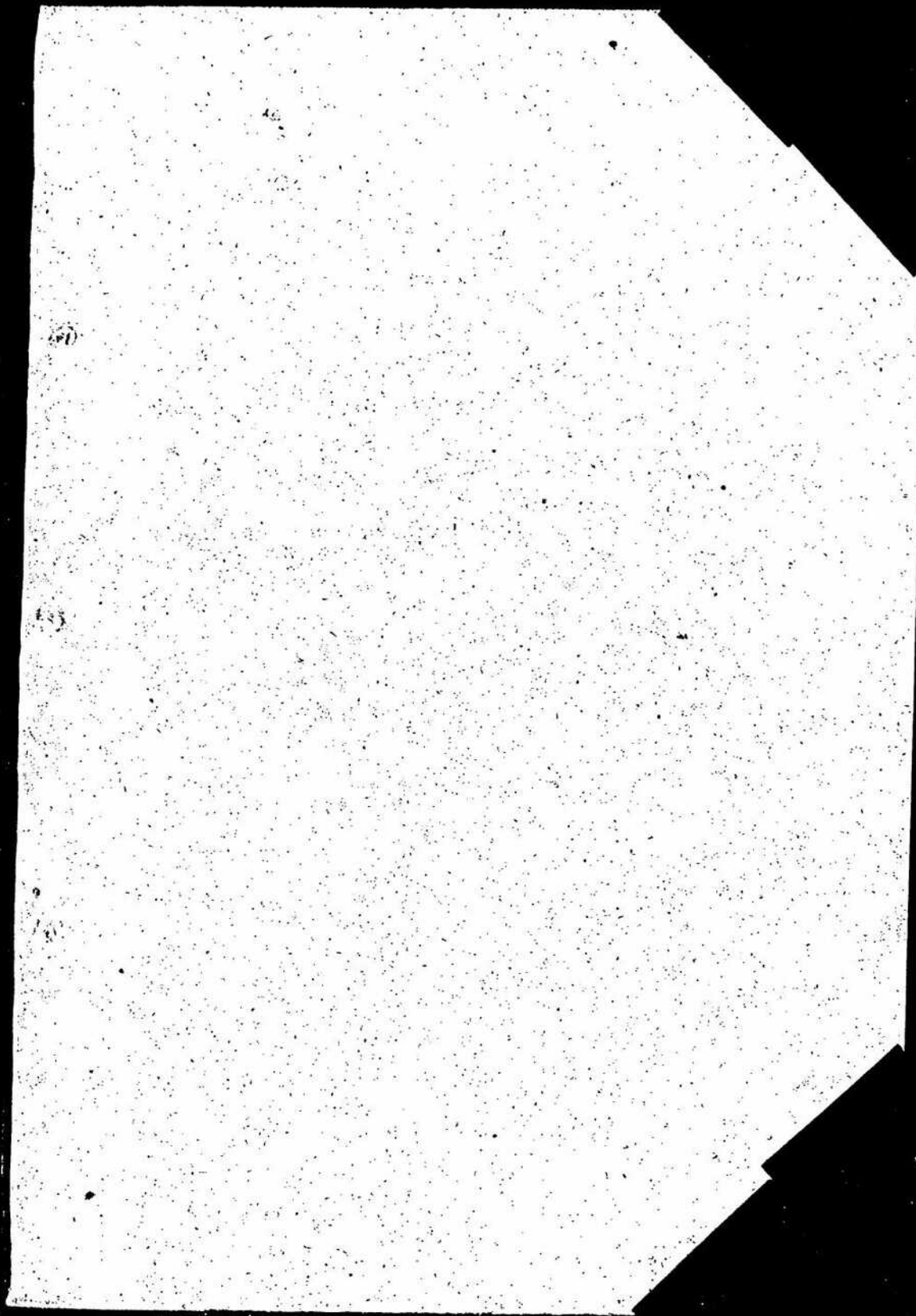
66
海
汽
株

乙
譲受財産
分
708
—

日本海汽株

国立公文書館	
分類	持株
排架番号	3 B
	13-7
	⑩1226

1226



裏面白紙

